

6次産業化市場規模拡大対策整備交付金事業の交付対象事業費に交付の対象とならない経費を含めるなどしていたもの (2件 不当と認める国庫補助金 42,283,090円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(194) 関東農政局	群馬県	株式会社岡直三郎商店 (事業主体)	6次産業化市場規模拡大対策整備交付金	3	75,366 (75,366)	37,683	75,366 (75,366)	37,683
(195) 沖縄総合事務局	沖縄県	沖縄還元フーズ株式会社 (事業主体)	同	3	30,677 (30,677)	15,337	9,203 (9,203)	4,600
(194)(195)の計					106,043 (106,043)	53,020	84,569 (84,569)	42,283

第3章 第1節 第7 農林水産省

この交付金は、農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与することを目的として、輸出先国の規制やニーズに対応した輸出への取組を支援するなどのために、都道府県等に対して交付するものである。そして、交付金の交付を受けた都道府県等は、このような輸出への取組を実施する食品製造者等に対して、輸入条件又は輸出先国のニーズを満たすために必要な施設等の整備等に係る経費の一部について、交付金を交付している。

「6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業実施要綱」(令和2年元食産第4500号農林水産事務次官依命通知)によれば、交付金事業の着手は、都道府県等から事業実施主体への交付決定に基づき行うこととされている。ただし、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県等の適正な指導を受けた上で、交付決定前着手届を都道府県知事等に提出することとされている。また、事業実施主体は、交付金事業が完了したときは、実績報告書に出来高設計書を添付して都道府県知事等に報告することとされており、都道府県知事等は、出来高設計書、工事請負契約書等の書類により事業費等を確認することとされている。

食品製造者である2事業主体は、令和3年度に、輸入条件又は輸出先国のニーズを満たすために必要な施設の改修工事等を事業費計106,043,377円(交付対象事業費同額)で実施したとして、2県に実績報告書、出来高設計書、工事請負契約書等を提出して、これにより交付金計53,020,000円の交付を受けていた。

しかし、2事業主体は、交付決定前着手届を提出した日又は交付決定日より前に事業に着手していたのに、虚偽の工事請負契約書等を提出して、当該事業に係る経費を交付対象事業費に含めていた。また、このうち1事業主体は、実績報告書で報告した事業費よりも低額で事業を実施していたのに、虚偽の領収証等を提出して、支払っていない額を交付対象事業費に含めるなどしていた。このため、交付対象事業費計84,569,557円が過大に算定されていて、これに係る交付金相当額計42,283,090円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において本件交付金事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、2県において実績報告書等の審査及び2事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

株式会社岡直三郎商店(以下「会社」という。)は、令和3年度に、輸出先国の規制等に対応するために既存の醤油蔵の改修工事を行うとして、3年11月18日に交付決定前着手届を群馬県に提出していた。

その後、会社は、本件交付金事業について、同年12月1日に工事請負契約を締結し、事業費75,366,000円(交付対象事業費同額)で実施したとして、同県に実績報告書、出来高設計書、工事請負契約書等を提出して、これにより交付金37,683,000円の交付を受けていた。

しかし、上記の工事請負契約書等は虚偽のものであり、会社は、実際には交付決定前着手届を提出した日である同年11月18日より前(遅くとも同年9月1日まで)に前記の改修工事に係る発注を行っていた。

したがって、前記の交付対象事業費75,366,000円は交付の対象とは認められず、これに係る交付金37,683,000円が過大に交付されていた。

持続的生産強化対策事業のうち学校給食用牛乳安定需要確保対策事業において、補助対象事業費に補助の対象とならない供給区域に要した経費を含めていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,632,437円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(196) 関東農政局	一般社団法人神奈川県乳業協会 (事業主体)	—	持続的生産強化対策	4	12,688 (12,688)	12,688	2,632 (2,632)	2,632

一般社団法人神奈川県乳業協会(以下「協会」という。)は、学校給食用牛乳の安定的な需要を確保するとともに、保護者負担額の軽減を図るために、この補助事業の一つである学校給食用牛乳供給推進事業のうち、学校給食用牛乳安定需要確保対策事業(以下「本件事業」という。)を実施している。協会は、本件事業により、輸送費が他の地域に比べて高い傾向にある山間部等に所在する学校への学校給食用牛乳の供給において、不利な供給条件に基づき掛増しとなる経費相当額の一部を供給事業者を支払っている。そして、協会は、この補助事業に要した経費と同額の国庫補助金の交付を受けている。

持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年3農産第3175号、3畜産第1993号農産局長、畜産局長通知)等によれば、本件事業に係る国庫補助金は、学校給食用牛乳供給対策要領(平成15年15畜産第2865号農林水産省生産局長通知)に基づき都道府県知事が学校給食用牛乳の供給事業者及び供給価格を決定する単位として設定した区域(以下「供給区域」という。)において、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」(平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。)等の指定地域が含まれている場合(以下、国庫補助金が交付される供給区域を「補助対象区域」という。)に交付されることとされている。そして、本件事業に係る学校給食用牛乳200cc当たりの補助金額は、0.5円以内とすることなどとされている。

関東農政局(以下「農政局」という。)は、令和3年度に補助対象区域の決定方法の見直しがあったことを踏まえて、情報提供の一環として、この補助事業の実施に先立って協会から農政局へ提出する事業実施計画の作成の参考のため、特定農山村法等の指定地域を確認して協会に対して補助対象区域を連絡するなどしていた。そして、農政局は、神奈川県における補助対象区域を確認するに当たり、特定農山村法の指定地域については、特定農山村法を所管する農林水産省のウェブサイト指定地域の情